

○鈴鹿市こども・子育て会議条例

平成25年9月30日条例第24号

鈴鹿市こども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の合議制の機関として、鈴鹿市こども・子育て会議(以下「こども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 こども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 こども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、こども・子育て会議を代表し、会務を総理し、こども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 こども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 こども・子育て会議の庶務は、こども政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和24年鈴鹿市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(44) 子ども・子育て会議委員 日額 8,800円

附 則(平成25年12月27日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月22日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月2日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日条例第4号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。(後略)